

三田市介護予防訪問介護相当サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	要支援1・2(週1回程度)	1,172	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一	1,172単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,055	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	39単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	35	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	要支援1・2(週2回程度)	2,342	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	2,342単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,108	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	77単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	要支援2(週2回を超える程度)	3,715	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	3,715単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,344	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	要支援2(週2回を超える程度)	122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	122単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型サービス費(独自)(短時間サービス) 要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで	166	1回につき
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一	166単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	149	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(1)生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(4)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(5)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

三田市訪問型サービスA サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ/2	ニ 訪問型サービス独自(Ⅳ)	要支援1・2(週1回程度)		217	
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ/2	ホ 訪問型サービス独自(Ⅴ)	要支援2(週2回程度)		217	1回につき
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ/2	ヘ 訪問型サービス独自(Ⅵ)	要支援2(週2回を超える程度)		229	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき

三田市介護予防通所介護相当サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型 サービス費	要支援1	1,655単位	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス1日割			54単位		54	
A6	1121	通所型独自サービス2		要支援2	3,393単位		3,393	
A6	1122	通所型独自サービス2日割			112単位		112	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	要支援1	376単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		要支援2	752単位減算	-752		
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5002	通所型独自サービス運動機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的 サービス 複数実施 加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480		
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2		(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 I 11	チ サービス提供 体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	要支援1	72単位加算	1月につき	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 I 12			要支援2	144単位加算		144
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算 I 21		(2)サービス提供体制強化加算(I)ロ	要支援1	48単位加算		48
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算 I 22			要支援2	96単位加算		96
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(3)サービス提供体制強化加算(II)	要支援1	24単位加算		24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 II 2			要支援2	48単位加算		48
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 1	リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200		
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 2			運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算		(6月に1度を限度とする)	5単位加算	5	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算 I	ル 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算 IV			(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算 V			(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 12/1000加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II			(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 10/1000加算		

定員超過の場合

A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型 サービス費	要支援1	1,655単位	定員超過の場合 × 70%	1,159	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54単位			38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		要支援2	3,393単位			2,375	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			112単位			78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型 サービス費	要支援1	1,655単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,159	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54単位			38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		要支援2	3,393単位			2,375	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			112単位			78	1日につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

三田市介護予防ケアマネジメント サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2	431単位	431
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ	初回加算	300単位	300
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ	介護予防小規模多機能型居宅介ほ事業所連携加算	300単位	300